

《内閣府 男女共同参画局から》

●「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」シンポジウムを開催します（東京都1月13日(火)、大阪府1月14日(水)）

●働き方を見直し、男性の家事・育児参画を先導する「キーパーソン」（東京会場）を募集しています（1月9日まで）

《お知らせ》

●改正児童ポルノ禁止法の施行等について【法務省】

●「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」候補企業等を募集しています（1月31日まで）【厚生労働省】

●「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集します（3月31日まで）【厚生労働省】

《内閣府 男女共同参画局から》

●「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」シンポジウムを開催します（東京都1月13日(火)、大阪府1月14日(水)）

男女共同参画に関する理解を深めるため、全国各地でシンポジウムを開催します。ぜひ、ふるってご参加ください！

【東京】企業×女性起業家×学生の出会いで社会を活性化！「ビジネスにも運命の赤い糸ってあるんです」～WEPs（女性のエンパワーメント原則）の実現に向けて～（お茶の水女子大学等との共催）

日時：1月13日(火)12時30分より

場所：イトーキ東京イノベーションセンターSYNQA（東京都中央区）

内容：女性起業家と大手中堅企業の出会いを創出するビジネスマッチングイベント。

企業や女性起業家のコラボレーション事例や全国で活躍する女性起業家の取組を紹介するトークセッションなどをお楽しみいただけます。

※申込→ <http://j300.net/2014/matching>

【大阪】「性暴力被害の現状と被害者支援について」（大阪府男女共同参画推進ネットワーク等との共催）

日時：1月14日(水)14時より

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（大阪府大阪市）

内容：講演「性暴力の現状と性暴力救援センター・大阪SACHICOの取組み」

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHICO 加藤治子氏

講演「当事者の視点に立つ支援とは」

特定非営利活動法人レジリエンス 中島幸子氏

※申込→ <http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/26sympo/index.html>

●働き方を見直し、男性の家事・育児参画を先導する「キーパーソン」（東京会場）を募集しています（1月9日まで）

働き方を見直しや家事・育児参画を職場や地域等で先導する「キーパーソン（男性）」、及びキーパーソンを支える「支援者（男女）」を募集しています。

活動を希望される方は、「キーパーソンセミナー」にご参加ください。

セミナー日時等：平成27年1月23日(金)、24(土) 東京

※ いずれも時間は13：30～17：30。いずれか1日のみ受講。受講料は無料。

募集人数：各回50名（キーパーソン25名、支援者25名）

締切：1月9日(金)

※応募の詳細は以下のサイトを御覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/keyperson.html#daibosyuu

《お知らせ》

●改正児童ポルノ禁止法の施行等について【法務省】

平成26年6月18日、児童ポルノ禁止法が改正され、同年7月15日から施行されています。

平成27年7月15日からは、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持及びその電磁的記録の保管を処罰する規定が適用開始になります。

児童ポルノの根絶に向け、今後とも御理解・御協力をお願いします！

※改正法の詳細については以下の法務省サイトを御覧ください。

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji11_00008.html

●「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」候補企業等を募集しています（1月31日まで）【厚生労働省】

厚生労働省では、ひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

平成27年1月31日まで表彰対象となる企業を募集しておりますので、奮ってご応募ください。

※募集対象や審査基準などの詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000068460.html>

●「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集します（3月31日まで）【厚生労働省】

厚生労働省では、来年1月1日から、平成27年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業の公募を開始します。

この表彰は、職場で女性の能力を発揮させるための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行い、他の模範となるような企業を表彰する制度で、毎年実施しています。

厚生労働大臣最優良賞、均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門の3種類の応募を受け付け、均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門については取り組み内容に応じて厚生労働大臣優良賞等を授与します。

平成26年度は、女性のキャリア開発や就業継続のための取り組みを行った企業や、男性の育児休業取得の促進に取り組んだ企業など計69社が受賞しました。

※応募期間・方法等、詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000068817.html>

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成27年1月16日(金)に配信する予定です。

今年は本号で最終となります。皆さま良いお年を!!

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

☐配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>

☐内閣府 男女共同参画局ホームページはこちらから

<http://www.gender.go.jp/>

※URLをクリックしてページが表示されない場合はURLをコピーして、ブラウザにURLを貼り付けてアクセスしてください。

編集・発行：内閣府 男女共同参画局

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（代表）

COPYRIGHT(C)2009 Cabinet Office, Government of Japan.

ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。